

天海訴訟を支援する会

ニュース 2016/4/4 No. 4

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621

カンパ金振込先
〒振替 00180-6-27389 障千連
通信欄に「天海訴訟」と書いてください

第3回口頭弁論

4月19日(火)

午後2時 キボール前集合、街頭宣伝後に 裁判所へ

開廷は午後3時 **傍聴支援** お願いします!



第3回口頭弁論は、4月19日(火)午後3時から行なわれます。

今回は午後2時にキボール前に集合。宣伝行動を行ない、その後歩道上を行進して裁判

所へ向かいます。(P2に略図)

閉廷後は弁護士会館で報告集会を行ないません。前回同様多数の方の応援と傍聴をお願いいたします。

第2回口頭弁論

被告答弁に対する 求釈明と反論

3月8日、第2回口頭弁論が開かれ、約50人の傍聴者が支援しました。

参加された皆さま、お忙しいところ大変ありがとうございました。

県内各地から、また東京、埼玉、神奈川からも参加いただきました。

車いすの方の傍聴者が10人も参加し、裁判所のエレベータも、入廷にも大変混雑するほどで、裁判所職員による介助も大変

だったと思います。

3人の裁判官が入廷しても、まだ車いすの傍聴者が入りきれない状態で、廷内に熱気があふれる様でした。裁判に大いに力になったと感じました。

今回は、被告から提出された答弁書に対する、求釈明などが行なわれました。

その概要が弁護団から読み上げられました。(P4) 閉廷後、弁護士会館へ移動し、報告集会が開かれました。(P2をご覧ください。)



カンパのお願い

裁判には費用がかかります。支援活動にも経費が必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。振込先は1面上部に記載しています。

第2回口頭弁論 報告集会

- ・東京、埼玉、神奈川、南房総、車椅子の方、視覚障害の方、50名参加
- ・八田代表＝10分かからないで終わった公判だが、我々の取組みが非常に大きな影響を及ぼしている。厚労省が介護保険と障害者の改正案、だれが考えても不合理なことがある。厚労省も無視しえない状況がある。天は我に見方しているということで頑張っていきたい。
- ・向後弁護士＝千葉市側は介護保険が優先なので、千葉市の処分は間違っていないという答弁書であり、それに対して、今回は準備書面を用意して反論を行った。

大きな争点としては、総合支援法7条の解釈の問題。介護保険優先を、何らの限定なくすべての障害者に7条を適用すると、従来無料で受けられていたサービスが1万5千円の自己負担が発生してしまう。それはおかしい、そのようなことが起こらないように、介護保険優先原則の合理的な限定をすべきという論点。7条の解釈で、限定的にとらえるのか、無限定にとらえるのかが大きな争点になる。千葉市の反論は次回におこなわれる。

- ・外山弁護士＝通常は簡単に終わってしまう口頭弁論だが、裁判所に要請して傍聴人の前で準備書面の概要を読み上げる機会を設けてもらった。被告弁護士が、我々の求釈明などに対し1か月で反論すると答えたが極めて短期間だ。まともな反論が出てこないことが予想される。

また、この町は皆さんにとって不便に出来て



いるかを強く思った。遠くから苦勞して裁判所に駆けつけてく

れた人がたくさんいる。冷たい社会を実感した。

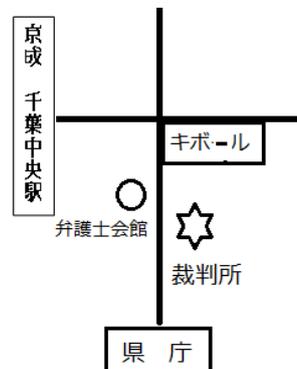
- ・武井弁護士＝こちらは求釈明という形で聞いている。被告は介護優先のみの考え方だ。被告がどのように反論してくるか楽しみ。

・天海原告＝遠くからかけつけてきてくれてありがとうございます。支援する会に100名以上の方からカンパをいただいた。

・兼平さん（東京・電動車いす使用）＝入浴介護を受け、3万2千円以上かかる。1万5千円が後で帰ってくるが、16万円の年金で、7万円ぐらいは引かれる。息子がいるから食べさせてもらっているが、一人暮らしになると介護保険もそんなに使えないし、お風呂にも入れないし。介護5だが、これが介護3になるかも知れない。自己負担が増えてしまう。介護保険制度のおかしさを感じる。私たちが納得できる仕組みを作らなければいけないと思う。

・関さん（松戸社保協）＝天海さん問題を話すと大きな反響があり。多くの人の共感を得られた。問題が俎上（そじょう）にのぼったこと自体大切なこと

・家平さん（障全協）＝65歳を迎える障害者は多い。大きな支援格差が生まれてくることについて、国会でも取り上げられている。3月1日に、総合支援法の見直し案なるものが出された。介護保険優先原則は変えないで、介護保険に移行した一部障害者で低所得者についてのみ負担軽減をしていくという案が出ている。低所得者が全員とは限らない。支援区分で分けていくとか、その中でも限定される懸念がある。政省令で決められる。運動によってここまで来



たが、限定的になる可能性もある。介護保険を使う前提の見直しで、ヘルパーなど介護保険事業所からの派遣になる。その事業所を探さなければならない。そこで、障害者支援事業所が介護保険事業所になりやすい手立てが検討されている。結局介護保険を使うことが前提になっている。運動で頑張らなければならない。介護保険そのものの問題もある。介護保険の負担軽減は障害者福祉の費用を使う。介護保険は何も変わらない。総合支援法改正は2018年からのスタートで、これまでの介護保険の人は対象になるのか。介護保険を使っている人たちの6割が低所得者と厚労省は答えている。障害者の場合、9割が低所得者。介護保険の低所得者の負担も大きい。障害者運動のみに矮小化してはならない。大きな運動が必要だ。

山崎さん(障全協)＝7条は法的規制で、自治体は守らなければならない義務が生ずる。通知は技術的助言であって、自治体で全部決めていい。責任は自治体にある。2月に事務連絡を出して、65歳になって介護保険に強制移行させても、必要なサービス量は減らないので、自治体としてはそれを運用するようとした。ところが支援区分4のひとが要支援2になってしまった。30時間以上家事援助で使っていたのが、介護保険になると12時間ぐらいでいっぱいになってしまう。厚労省の通知で、障害者サービスより予防介護が市町村へ移管されて、ボランティアなどが障害者サービスより優先するとのこと。天海さんの場合もそのような問題が出てくる可能性がある。

- ・藤田さん(県社保協)＝改めて社会保障制度の劣悪さ。もっとみんなに知らせていかなければと思う。パレードの中でチラシをまいたらどうか。身近な問題、取り組みとして頑張ろう。
- ・市橋さん(東京)＝東京からも車椅子の人も

来てくれた。介護保険で我慢している人が大きな問題である。社会保障をどうしていくのか。ただ騒いでいるだけでなく、より良い手立てを。車椅子のこと、裁判所そのものが障害者の味方に。車椅子があふれたこと。定員オーバーして入れてくれて「よかつたですね」といわれた。8, 9回目でも大勢傍聴者が集まっていくように。

- ・狩野さん＝介護保険についてはまだだが、自分が65歳になった時、十分配慮されたものになってほしい。

- ・浅野史子さん＝厚労省との交渉に立ち会い、厚労省はそもそもの責任を放棄していると実感した。国の制度を市町村に実施してもらっているのに、そのことについて責任を取ろうとしない。憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」をリアルに守られているのかということ突き詰めれば、天海さんの月々1万5千円の負担がいかに大きいものかがわかる。形骸化している25条を国が責任をもって守らせるために、岡山の浅田さんの裁判も合わせて、全国あちこちで戦われているいろいろな分野でのたたかいに絶対に勝たなければいけない。究極的には、現在の問題の多い政治を変えていかなければいけない。がんばります。

- ・伊藤さん(支援する会)＝いろいろと広げる、支援と財政を広げる。入会申し込みを。メーリングリストに登録40人。HPは準備中。
- 三橋(支援する会)＝第3回は4月19日、色々工夫した活動を目指したい。よろしく。



第2回口頭弁論 原告準備書面1の概要

原告準備書面1の概要を説明します。

第1は、訴状の訂正です。条文引用文言を訂正しました。

第2は、求釈明です。本件の争点を明確にするために、被告に対して、法7条の解釈を質しています。また、原告が介護保険を申請しない理由に関連して、被告が「自己負担の発生」という理由を不適切だと判断した根拠は何か、そして、65歳に達して自己負担分が発生する低所得の障害者に対して、生活の逼迫を防止するために、なんらかの策が講じられているかなど、本件処分の周辺事情を尋ねています。

第3は、被告の主張に対する反論です。ここでは、法7条の解釈についての反論の要点だけを述べます。被告は、答弁書で、法7条の解釈について、「原告が主張する解釈によれば、要介護認定の申請をしない限り介護給付は優先されないことになるが、法7条が併給調整の規定であることからしても、その解釈をとりえないことは明らかである」などと述べています。

しかし、支給事由の異なる複数の給付の受給資格が同一人に帰属する場合、給付が重複してなされることが不合理であるのと同様に、複数の受給資格を有することが、受給者にとって、不利益に働くこともまた不合理です。併給調整規定は、そうした不合理を回避することを目的とするものであり、受給者にとって利益が小さい給付が優先される例は容易に思い当たりません。この点、法7条を、特段の限定なく自立支援給付に対する介護保険給付の優先を定め

たものと解すると、65歳に達した低所得の障害者は、介護保険給付の受給資格を得たことにより、自己負担額の増加という不利益を課されることとなります。障害は、就労の機会や資産形成の機会を妨げるものであり、その機会に恵まれなかった貧困、低所得の障害者が、そもそも不合理である「複数の受給資格を有することによる不利益」を強いられる理由などどこにもないというべきです。

したがって、法7条について、介護保険優先原則に何の限定も加えない解釈は誤りで、介護保険給付が自立支援給付に優先するのは、「要介護認定の申請をし、その認定がなされているとき」あるいは「受給者が、自己負担増加等の不利益を受けることなく、介護保険法の規定する介護給付により、自立支援給付に相当するものを受けられるとき」に限られると解すべきです。

最後に、「65歳に達することにより、従前、無料で受けていた給付について、月1万5000円の自己負担が生じる」という事態は、誰もが不合理だと考えるはずで、しかしながら、多くの障害者は、その不合理に対して闘う術をもたず、やむなく行政の求めに応じ、生活を切り詰め、さらに孤独になっていくと懸念されます。千葉市において、今年も少なくない障害者が65歳に達すると考えられるところ、権利を主張することが容易ではない人に対して、不合理な不利益を強いることは避けて欲しいと願います。

天海訴訟は、全国の65歳を迎える障害者共通の問題 支援の輪を広げてください

この訴訟は全国の障害者共通の問題です。またこれまでに積み上げてきた障害者福祉制度の後退を食い止める裁判です。この訴訟に勝利するためには、世論の高まり、国民の皆さまのご協力が必要です。